

# 芸術家等の活動基盤強化「文化芸術活動に関する法律相談窓口」委託要項

令和5年7月4日  
令和7年2月6日改正  
文化庁次長決定

## 1. 趣 旨

本事業は、令和4年7月に公表し、令和6年10月に改訂した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」の実効性を確保する取組の一つとして「文化芸術活動に関する法律相談窓口」を開設するものである。

この相談窓口では、芸術家等が文化芸術活動で生じる契約に関する問題や、活動に関連するトラブル等の法律相談を通して、契約慣行の適正化に向けた課題の把握や情報収集等の調査・分析について、法律事務を取扱える外部の事業者に委託するものである。

## 2. 委託業務の内容

- (1) 相談窓口における法律相談対応
- (2) 法律相談等の実績に基づく調査報告書の作成
- (3) 既に公表している「文化芸術分野の契約等に関するよくあるご質問」の内容について、法律相談等の実績のほか、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」等、芸術家等の活動環境の変化に併せ更新が必要と思われる内容の更新
- (4) その他本事業に必要な内容

## 3. 業務の委託先

委託先は、次の（1）又は（2）の要件のいずれかを満たす我が国の団体（以下、「実施団体」という。）とする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、以下の要件を全て充たしている団体
  - ア 定款、寄附行為に類する規約等を有すること
  - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
  - ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
  - エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

## 4. 委託期間

委託期間は、契約期間満了日までとする。

## 5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする実施団体は、別に定めるところによる業務計画書等を

文化庁に提出すること。

- (2) 文化庁は、実施団体から提出された業務計画等の内容を検討し、適切であると認めた場合、実施団体と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

## 6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費（賃金）、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が委託契約書の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたりしたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

## 8. 業務完了（廃止）の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

## 9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した実支出額（決算額）と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10. その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が事業趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。

## 審査要領

令和8年度芸術家等の活動基盤強化「文化芸術活動に関する法律相談窓口」における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。審査委員は下記について遵守しなければならない。

### 記

#### (秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

#### (利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁文化経済・国際課に口頭以外で申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
  - ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
  - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
  - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い、且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
  - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
  - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
  - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の結果、審査委員の合計が5名以下となった場合は、文化庁は、審査委員の合計が5名以上となるように、新たに、審査委員を委嘱しなければならない。事業内容や事業スケジュールの都合等で、新たに、審査委員を委嘱できない場合は、審査委員の合計が3名以上となるようにする。なお、新たに、審査委員を委嘱できず、審査委員の合計が2名以下となる場合においては、競争参加者の中に前項の1号から6号のいずれかに該当する者がいた審査委員について、その関係性を有する競争参加者の審査のみを辞退することで構わないものとする。

#### (不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁文化経済・国際課に報告しなければならない。

2 文化庁文化経済・国際課は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。